

施策名	大 事 項	海洋汚染対策													
	中 事 項	放置座礁船対策													
	小 事 項														
概要	我が国沿岸では、十分な賠償資力を有しない船舶が座礁等の海難事故を起こし、油濁防除、船体撤去の対応を行わず放置する事態が発生し、やむを得ず自治体が船体の撤去等を行っている状況にあった。このことから、保険等の義務付けがなかったタンカー以外の外航船舶について、燃料油による油濁損害及び船体撤去費用に係る保険等の義務づけを行うため、「船舶油濁損害賠償保障法」を改正し、平成17年3月以降、我が国の港に入港する国際総トン数100トン以上の一般船舶に保険等の加入を義務付け、船舶の事故等による被害者保護の充実を図ることとした。														
28年度の計画	<p>外航船舶の入港前における船主責任保険などの契約締結の有無及び当該保険契約が適正な保険会社との契約であることの審査を実施する。</p> <p>東南アジア方面向けに海外売船される中古船の多くが九州管内から回航されている実情があり、関係機関及び事業者との連絡体制の強化を図り、当該船舶が日本を出港する際の適正な保険契約締結の確保に引き続き努める。</p> <p>なお、平成28年度の立入検査の目標隻数は550隻とする。</p>														
27年度の実績と評価	<p>外航船舶の入港前における、船主責任保険契約締結の有無及び当該保険契約が適正な保険会社との契約であることの審査と入港後の立入検査により、適正な保険契約締結が行われているかを確認した。</p> <p>また、日本から東アジア向けへの海外売船の回航に伴い、当該船舶が日本を出港する際に適正な保険契約締結が行われていることを審査・確認した。</p> <p>その結果、平成27年度は立入検査により保障契約証明書（原本）を備置していない船舶2隻を確認した為、船舶油濁損害賠償保障法に基づき指導を行った。</p> <p>（実施状況）</p> <table border="1" data-bbox="523 1711 1163 1930"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入港前保険審査隻数</td> <td>14,470隻</td> <td>14,286隻</td> </tr> <tr> <td>立入検査隻数</td> <td>665隻</td> <td>533隻</td> </tr> <tr> <td>「保障契約証明書備置命令」等の命令発出隻数</td> <td>3隻</td> <td>2隻</td> </tr> </tbody> </table>				平成26年度	平成27年度	入港前保険審査隻数	14,470隻	14,286隻	立入検査隻数	665隻	533隻	「保障契約証明書備置命令」等の命令発出隻数	3隻	2隻
	平成26年度	平成27年度													
入港前保険審査隻数	14,470隻	14,286隻													
立入検査隻数	665隻	533隻													
「保障契約証明書備置命令」等の命令発出隻数	3隻	2隻													



座礁した船舶